



経営継続補助金

○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農業者の取組を支援します。

○対象者 **農業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受けることが必要です。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ（共同）申請	1,500万円

< 補助の対象となる経費 > (単独申請の例)

① 経営継続に関する取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**

補助上限額 **100万円**

② 感染拡大防止の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**

補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人の接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

< 接触機会を減らす省力化機械等の例 >

搾乳ユニット搬送レール、ミルカー自動離脱装置、乳頭洗浄機、牛群管理・分娩監視システム (分娩監視カメラ、発情発見装置)、哺乳ロボット、自動給餌機・自走式配餌者、餌寄せロボット、放牧用資機材 (牧柵、引水設備、連動スタンション、ダニ駆虫薬など)、畜舎等自動洗浄機、バーススクレイパー、バルククーラー など

発情発見装置



申請等のながれ

支援機関

- ① 確認書依頼※
- ② 確認書発行

農業者

<スケジュール>

- ③ 一次受付締切 7月29日
- ④ 採択通知 8~9月頃
- ⑤ 実績報告期限 R3年1月末

全国農業会議所

※ 支援機関により確認書の作成等に係る提出期限が異なりますので、**必ず支援機関に確認**してください。

「支援機関」に指定された機関 (抜粋)

- 各農業協同組合 ● 埼玉県養鶏協会 ● (一社)埼玉県畜産会 ● 農業経営相談所

<問い合わせ先>

貴方が所属する各農協 (支援機関) の営農相談窓口にお問い合わせください。

((一社) 埼玉県畜産会、農業経営相談所 (サテライト窓口) でも可能です。)

詳しくは農水省ホームページへ

農水省経営継続補助金 検索